

## 公共施設等あり方特別委員会会議録

平成21年6月26日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 14:51

### ○ 委員長

ただいまから公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

「議案第52号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

### ○ 建築住宅課長

前回の委員会におきまして、資料要求がございまして、提出をさせていただいております資料につきまして、簡単に説明をさせていただきます。資料の要求の内容につきましては、今回指定管理制度を行った場合、どういうふうな用務の内容で指定管理者が行う業務、それから市が行う業務にはどのようなものがあるのかということの資料要求がございました。資料の内容につきましては、

### ○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:03

再 開 10:04

委員会を再開いたします。

### ○ 建築住宅課長

すいません。皆さんにいていないところございまして、申し訳ございません。資料の中味といたしましては、区分といたしまして、入居者に直接関係する事務、また直接関係しない事務というような区分を設けておりまして、大分類、それから中分類で事務分担の詳細を記入いたしております。その横に指定管理者が行う業務、それから市が行う業務というかたちで比較をさせていただいております。簡単ではございますけれども、内容につきましての説明を終わらせていただきます。

### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

### ○ 瀬戸委員

入居者に直接関係する事務のところの中分類で施設維持管理のところですが、計画修繕(大規模改修)、及び空家補修、これは市が行う業務ということになります。その他修繕(緊急対応・火災後復旧)、補修(小規模修繕)、維持補修、これは全て指定管理者がおこなうと、この中で、業者の選定、監督、検査、市への報告という業務がございしますが、業者の選定はどのようにして指定管理者が行うのでしょうか。

### ○ 建築住宅課長

業者の選定につきましては、基本的には現在直営で行っております流れと変わらないような流れというかたちで考えております。現在5万円以下の補修等につきましては、急を要する補修も多いため、現状のとおり地元業者の方を随契でやっておりますし、5万円から130万円程度の修繕につきましては、地元業者で見積入札というかたちになると思います。それから、草刈りとか樹木等の管理委託につきましても現在、シルバー及び地元の指名業者さんとの契約、随契とか指名競争入札、見積入札等で対応しておりますので、そのようなかたちで発注はやりたいと思っております。

### ○ 瀬戸委員

今、見積発注及び入札におきまして、これは指定管理者がやるわけですか。

### ○ 建築住宅課長

そうでございます。

○ 瀬戸委員

これは、今まで市がやってあったんでしょ。これを指定管理者に契約課を通さないで指定管理者が入札をおこなうんですか。

○ 建築住宅課長

今まで直営で行っておりますのも全て契約通しておりますが、指定管理で発注した場合でも契約課は通すかたちとなります。失礼いたしました。指定管理者が独自に行うというかたちになると思います。

○ 瀬戸委員

指定管理者が行う、契約課は入らないということですか。それちょっとどうですかね。確認させていただきました。入居管理のところ、入居者に直接関係しない事務で、入居管理、その他の事務のところ、保管文書の管理、これ保管文書というのは入居者全てが分かるような文書を保管するということですか。

○ 建築住宅課長

これは、一時的に書類の保管をするということでございます。

○ 瀬戸委員

ちょっと、明確に答えて下さいね。保管文書の管理です。保管文書の引継ぎ、一時的に管理をして、それ引き継いで渡すということなんですか。ここで全て指定管理者は入居者が何処何処の誰々でどういうふうな状況だということが全て分かるわけですね。これは、指定管理者が保管してるんですか。どうですか。

○ 建築住宅課長

最初の直接関係する事務のところを書いておりますが、申し込みとか、入居手続き、それから申請書関係、そういうものの保管をすると、その文書を管理するという意味でございます。

○ 瀬戸委員

それではですね、そういうものを保管したと、それと家賃の滞納関係ですね、これは督促、催告、納付相談、交渉記録作成、訪問徴収ということですが、これはいつも指定管理者のほうの手に、端末か何かでいつも手元で分かるようになっていくということでしょうか。

○ 建築住宅課長

現在、システムの導入を考えておりますので、その中で確認できる状況にはあります。

○ 瀬戸委員

このあたりの情報漏洩とか、そういう保護に関しては、どのように考えてありますか。

○ 建築住宅課長

個人情報の保護に関しましては、私どもとしても一番大事なところであると認識はしているところでございます。個人情報の保護に関する法律、また飯塚市個人情報保護条例を遵守することが義務付けられておりますし、指定管理に対する個人情報の事故防止に関する保護措置を協定書等で明記し、適切に厳格に行うことにしております。また、電算システム等につきましても、IDパスワードによる機能制限の実施、またシステム操作の限定、外部接続できない環境の整備、データの外部出力機能の整備や操作履歴を残すなどの保守管理対策を徹底し、情報漏洩により被害を蒙った場合の損害賠償責任などを明確にするようにしております。

○ 瀬戸委員

今聞いていると、相当な所謂漏洩できないようなシステムをハード的にもとると、例えばメモリースティックなんか突っ込めないようなものになっておるんですか。

○ 建築住宅課長

そのようなシステムを構築していきたいと考えております。

○ 瀬戸委員

もし万が一、漏洩した場合の罰則規定はどうなっていますか。

○ 建築住宅課長

罰則規定につきましては、飯塚市個人条例保護条例第29条第3に「指定管理者または指定管理者であったものは、当該業務に関して知りえた個人の秘密を他人の漏らし、または不当な目的に使用してはならない。」というようなことがございます。第39条に罰則規定、第1項3号ですが、「当該業務に関して知りえて個人の秘密他人の漏らし、または不当な目的に使用したものは、3万円以下の罰金に処する。」ということですので、これに倣っていきたいと考えております。

○ 瀬戸委員

3万円以下の罰金、ちょっと罰則規定がね、どうかなと思うんですが、これももう少しですね、もし取り入れられるとするなら、厳しく改正するとかそういうことは考えてありますか。

○ 建築住宅課長

罰金等のことにつきましては、うちの方ではちょっと考えておりませんというか、うちの範囲じゃないかと思いますが、指定管理者の指定管理取り消しというようなかたちを協定書には織り込みたいと思っております。

○ 瀬戸委員

これね、漏れてから先は遅いんですよ、指定管理者の契約を解除するとか、罰則規定も金額の面じゃなくてね、何かもっと法的に厳しい罰則は契約上に結べるかどうか、その辺は弁護士さんあたりと協議されたことはありますか。

○ 建築住宅課長

今回の指定管理導入に関しては、その辺りの弁護士さんとの打ち合わせは行っておりませんが、内容的には協定書の中で、ある程度厳しい協定を結びたいとは考えております。

○ 瀬戸委員

ということは、まだはっきりこれも書いてありますけど、内容的にはっきりしていないところが多いということですね。今指定管理導入を取り入れたにしろ、今からまた一応作らせて下さい。そして、それからもっと詳しくつめますよという話ですか。

○ 建築住宅課長

現在このようなかたちで、個人情報の保護については考えております。必要があれば、その協定を結ぶ時点で書き加えるというようなかたちもとりたいということがございます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 上野委員

すいません、ひとつだけ確認させてください。今、情報漏洩の件なんですけど、現在は今仰られたようなメモリースティックだとかIDパスワードとかは、なされてあるんですか。

○ 建築住宅課長

現在は使える状況にはなっておりません。市の情報の関係で使ってはいけないというかたちになっております、メモリースティック等はですね。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 永露委員

いよいよいずれにしても採決というかたちになるかと思っておりますけど、それを決める際での私自身での大事な事を少しお尋ねしたいと思っておりますので、心してご答弁ください。先ず、単的にお尋ねいたしますが、今回に限らず指定管理者制度を導入する最大の目的、私は最大の目的はやはり経費の削減であろうというふうに、その他にもそれだけではないにしろ、細大の目的はやはり経費の削減である、経費と言っても基本的には人件費の削減であると、こ

れにつきるといふふうに思っておりますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○ 都市建設部長

今回、市営住宅の指定管理にむけての基本的には、今質問委員が言われるように住民サービスの向上と合わせまして、経費の節減を図るということで今回指定管理者制度の準備を進めているところでございます。そういったことから、特に今回の経費節減の中では、先般資料をお渡ししておりますように年間で約2,000万円程度の削減効果をうませていただくということで、5年間の場合は約1億程度の削減効果をうまらせていただきたいと考えております。

○ 永露委員

その点では、一致いたします。ということであれば、今部長が言われましたように、指定管理者制度導入の最大の目的である人件費の削減が、別の方法でも可能ならばそれでもよろしいという理解で結構ですか

○ 都市建設部長

指定管理者制度につきましては、法律の改正がありまして15年の9月に法改正がなされております。そうしたことから、今までの管理委託制度から指定管理者制度に移行していくというふうなことで地方自治法の改正に伴いまして、その手続きに従いまして今から新たに指定管理者を導入する場合の手続きの手段として、指定管理者制度を選択しております。

○ 永露委員

ちょっと的がはずれています。私がお尋ねしたのは、指定管理者によらず別の方法でも我々が目的とすることが達成出来るならば、人件費削減が達成出来るならば、その方法でもよろしいというお考えかということをお尋ねしたのです。

○ 都市建設部長

別な方法での削減効果がもし図られるということであれば、それはひとつの手段として検討する余地があるかも分かりませんが、ただ、先ほど申し上げましたように、新たな業務を委託していく中では、そういう指定管理者制度の導入、法改正に伴っての目的に従って効率化、市民サービスの向上と合わせまして、経費節減をやっていききたいというふうなことでございます。

○ 永露委員

前段で部長が言われました、同様の効果が得られるということであれば、選択の余地ありということですね。ということであれば、例えば今現在公社がごございますけど、この公社の人的内容を変更して同様の人件費削減効果が得られると思うんです。現在の職員から同じように嘱託と再任用、このメンバー構成でやれば少なくとも人件費においては同様の削減効果が表れると思うんですよね、そのことの認識は結構ですか。

○ 都市建設部長

公社での体制は、今提案しておりますのが7名体制というようなことでの指定管理者の体制をつくりたいというふうに考えておるところです。それを指定管理ではなくて公社でも同等な組織をかまえて取り組みをすれば経費節減だけで見ますと、それはあまり変わらないかなというふうに考えます。

○ 永露委員

同じ考えですね。そうしますと、例えば具体的に私がこの委託を現在の公社を陣容を代えて、先ほど言いました経費削減ができる体制にして委託をすれば出来るんです。ただ、恐らく反論として現在の公社に委託をするうえでの問題点があるかと思えます。どういう問題点がありますか。

○ 建築住宅課長

先ほど部長も言いましたように、平成15年の地方自治法の一部改正以前、この時は公の施設の管理は住宅管理公社など地方公共団体が出資をしております法人などに管理委託制度によりまして委託をしていた状況でございます。平成15年の9月の自治法改正に伴いまして、旧

法で第244条の2第3項の規定に基づきまして、管理委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に指定管理者制度に移行するか、または直営で管理をするかという選択をすることとなりました。従いまして、地方公共団体は指定管理者制度を利用せず従前どおり直営により施設管理をすることも可能ということなのですが、その場合清掃または植栽の整備といった一部については、外部に委託することが出来ると。しかしながら、公の施設の管理を当該地方公共団体以外のもに行わせる場合には、法律の規定に基づき当該地方公共団体による適正な管理を確保したうえで、指定管理者に管理を行わせることとした指定管理者制度の主旨から地方公共団体以外のもに対しまして、これらの業務を包括的に行わせることは適当ではありません。その場合には、自治法の規定により当該者を指定管理者として指定すべきであると考えております。

#### ○ 永露委員

そのとおりなんですね。ですから、例えば公社に委託をする際の問題点としては、先ほど言われました、基本的には包括的委託はできない、従って一部委託しかできないということなんですよ。今回の提案されておる内容からいきますと、これも包括委託ではないんですね。全部委託ではないでしょう。当然市が直で行わなければならないものは、はずしてありますね。ですから、今回の提案は一部委託なんです。ですから、この内容を今申されました公社に委託するにしても基本的な考え方は変わらないんじゃないですか。やはり一部委託でしょう。私は、包括的な全面委託をしろとは申しませんが、それは出来ませんから。でも、現在ここで資料を出されている内容ですと、これも一部委託でしょう。ですから、一部委託なら出来ると仰ったんでしょう。だったら、公社に出来るんじゃないですか。一部委託でしょう。私は、一部委託をなさいと言ってるんですよ。包括的委託は出来ませんから。この内容、あなた方がやろうとしている内容も一部委託ではないんですか。この内容をそっくり公社にやらせても一部委託でしょうも、だったら一部委託ということでの許容範囲になるんじゃないですか。

#### ○ 建築住宅課長

先ほど皆さんの方に資料として提出いたしております業務量があるわけですが、今回指定管理者に出します業務量からすると、私どもとしては一部としての捉え方はしておりません。また、福岡県の県営住宅課あたりにも問い合わせもいたしまして、確認をいたしました。今回の指定管理の業務ということであれば、全体業務の一部として捉えるものではなく指定管理となるとの見解であります。

#### ○ 永露委員

少しあなたの言ってることはおかしいんです。少しではない、かなり矛盾があります。ご自分でも分かっていると思います。出来ますよ。では仮にこれを、あなた方が言われるような公社には一部委託しか出来ないと、仮にこれを公社に一部委託との認識のもとに、私はそう思っておりますけど、一部委託という認識のもとに公社にこの内容を委託させた場合にどのような法的根拠をもってペナルティなり罰則がございますか。

#### ○ 建築住宅課長

今委員が言われますように、罰則規定があるかというようなことですが、自治法上では、そういう罰則規定というのはなかったと思いますが、法律上の主旨、指定管理者制度の主旨とか県の見解あたりからすると、市独自の考え方で対応することは適当ではないということが考えられます。

#### ○ 永露委員

要するに、これは刑法とか民法とか商法とかいうたぐいのものではないんですよ。手続法なんですよ。ですから、これまでもよく言われましたように、違法ではないが好ましくないというものなんですよ。そういうものなんですよ。やってやろうとすれば出来るんですよ。ただし、好ましくないと言われるかもしれませんが、やってはならないというものではないんですよ。

ですから、やろうとすれば出来るんです。ですから、罰則規定はないんですよ。ただ、あなた方がもしそこにどうしてもこだわると言うのなら、例えば別の方法として今回の委託内容を専門的にやるチームをどこかに作られたらいかがですか。そのチームのメンバーも、あなた方が今思われているような人員内容で、再任用と嘱託で、同じ内容であればこれも経費の面からいくと同様の削減効果が出るわけですけども、そのお考えはいかがですか。

#### ○ 建築住宅課長

委員の言われますように、人件費の削減の目的のひとつでもありますし、市営住宅の場合は入居者へのサービスの向上というようなことも目的のひとつでございますが、管理を専門にする別の組織をつくれればいいのではないかとございます。私どもといたしましては、別の組織という考え方にたって今回は都市管理公社というかたちで提案させていただいておるところでございます。

#### ○ 永露委員

その考え方を、今私が申し上げましたように、完全に別のところにこの内容の仕事をさせるチームを作れば何ら問題はないんじゃないですかと言っておるんです。あなた言われましたように、サービスの問題と言われましたけど、もともと一番のサービスを期待した民間というものははずしてしまったじゃないですか。それを本当に最大限重視するならば、民間委託でしょうも、でも民間にすれば情報関係の問題等があるから公社ということに変えられたんでしょう。ということは、その時点でサービスの問題というのは低下したわけでしょう。それをお認めのうえでの提案でしょう。だから、あまりそれを言わない方がいいと思いますよ。ですから、私が今具体的に申し上げましたようなかたちでのチームを作って、そこに仕事をさせれば今回やろうとする内容と全く同じ事が出来るのではないですか。出来ませんか。そこらへん、何か問題はありますか。問題があるならば、言ってください。

#### ○ 建築住宅課長

直営の中での組織の編成をし直せばいいのではないかとというようなことだとは思いますが、以前にも答弁いたしましたように、本市の行革の一環でもございます職員の削減に伴いまして、建築住宅課も例外でなく職員の削減も考えられますということは以前にも申し上げましたが、71団地の4,400戸の住宅を管理するうえでも委員が言われますように専門的に、また継続的に安定した管理をしていく必要があるのも、そういう公社的な組織を作ったらいんじゃないかとございます。直営の中で専門の組織を作ることは出来ると思いますが、管理権限及び責任は市が引き続き有することになると思われま。その独立した専門の組織とはならないんじゃないかなというふうに思っております。そのようなことから、都市管理公社を指定管理者とすることで、管理に関する権限を委任することにより専門的また継続的に安定した組織作りが出来るということで判断いたしております。

#### ○ 永露委員

でも、あなた方が今提案している内容についても、最終的には市が責任を持たれるわけでしょう。業務委託をしないものの内容を見ますと、やはりこれは市が直でやらなければならないものについては市がやるんでしょ、責任をもってやるということでしょう。それは、どっちにしても変わらないじゃないですか。ですから、先ほど課長はそういうプロジェクトチームを、専門的な専属チームを作ることは可能ですと言われました。その可能な内容は、当初の最大の目的である人件費の削減等も出来るんです。じゃあ、何が問題なんですか。

#### ○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:35

再 開 10:39

委員会を再開いたします。

○ 行財政改革推進室主幹

今、委員が言われたことにつきましては、直営であっても今の職員を嘱託職員なり臨時職員等に置き換えた中で同じような削減効果が出てくるのではないかと。指定管理者制度を導入しても直営のままです。そういう職員削減によって効果が出てくるのではないかとということでございます。これにつきましては、この指定管理者制度の導入にあたりましては、あくまでも民でできるものは民、公民連携のあり方を市全体で考えております。できるだけ事務事業を全部見直した中で、少しでも事務を減らした中で、新たな事業も今後増えてまいります、そういう中で民にお願いできるものは民に、という考え方でいっておりますので、ご理解をお願いします。

○ 永露委員

私も、民でできるものは民でという考え方は、そのとおりなんです。全く同じです。でも、あなた方は今回は、民でできるものを民ではなく、公社でやるということですから、それならば公社じゃなくても同じ体制を別なところに作るか、あるいは組織内の一部に専属チームを充てるかという形の中で同様の効果が出るならば、それでもいいのではないですか、ということをお願いしているんですよ。ですから、それはできないです、駄目です、こういう理由で駄目なんです、というのがあれば、きちんとお示してください。

○ 行財政改革推進室主幹

指定管理者制度の導入関係で、民間事業者等という言い方をいたしております。これはあくまでも、直営以外の団体、個人でなければ指定管理者になり得ますので、ここで言う公社、事業団、それからNPO、企業も含めまして、全体的に民間事業者等というふうに言っております。当然、今度の都市施設管理公社も民間事業者等の一部に入ってくるわけでございます。そういう中で、いろんな今までのご意見等をお聞きした中で、個人情報保護の関係とか、いろんな安心・安全の関係等と言われております。また、一つは小規模団地の統合あたりによりまして管理戸数も変わってくるのではないかと。また、一戸建ての老朽化住宅あたりの払い下げ等によって管理戸数が変わってくるのではないかと。そういう中で4400戸を指定管理者制度でお任せするわけでございますが、そういう中で、企業ではなくて公社のほうがより柔軟な対応ができるということで、公社ということで提案をさせていただいているところでございます。

○ 永露委員

非常に残念ですけれども、答弁になっておりません。おっしゃってるあなたが一番わかっていると思います。今言われました、公社に行わせることによって柔軟な対応ができるということです。でも、それは同じことができるでしょ。同じ組織でしょ。同じ組織で同じことをやらせて、こちらでは柔軟な対応ができるけれども、私が申し上げているような内容では柔軟な対応ができませんか。できるでしょう。ですから、最初に申し上げましたように、私の質問に対する答弁になっておりません。再答弁願います。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:44

再 開 10:55

委員会を再開します。

○ 都市建設部長

今、質問委員の考え方の中で、効果が同等であれば直営の中でそういう仕組みを作りながら運営してもいいだろうというご意見でございますけれども、今回、私たちが指定管理者制度の導入に向けての、一つは先ほども申し上げましたが、住民サービスの向上ないしは行革の一環である経費の削減効果の目標達成に向けて、あらゆる私たちの地方自治の事務の中での民間にできる部分につきましては民というふうなことでの考え方に沿って、一つは公社もそういう組織の団体ということでの位置づけとして考えているところでございますし、併せましてその組

織の中での嘱託職員、あるいは市の退職者の再任用の体制、あるいは民間の不動産関係の経験者あたりの職員採用の嘱託職員での位置づけで、民間活力を活かしていきたいというふうなことでの体制づくりをしていきたい、と。さらには、理事の構成につきましても、今後、今の役所の組織とします所管部長が体制としておりますけれども、こういったところも一つは民間の経験者等も含めて民間活力を活かしていきたいという方向で対処を考えているところでございます。そういうことで、答弁になるかどうかわかりませんが、よろしく申し上げます。

○ 永露委員

もう言わないつもりでございましたけど、部長、何ですか、公社も民の一部、民間の活力の利用。私が申し上げたこと、それができませんか。あなたの言ってることは、私が今、一つの方法として申し上げましたことで、全てそれはクリアできるじゃないですか。やめます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 江口委員

この事務分担表を資料として提出していただいているんですが、これを見てると指定管理者サイドで行う業務、そしてまた市が改めて行う業務というふうなところで、この表ではすっきり分かれていそうではあるんですが、実務を考えると非常に重なるところが多いのではないかと思うわけです。そのことを考えると、やはり二度手間、三度手間というふうな形になって逆にコスト高になるケースが非常にある、また、それに伴ってリスクも増えていくんだと思っております。単純に、一番最初を見ると、申込書を受け付けますよね。仮審査を行います。その後には当然、その決定に関しては市のほうも行うわけですね。その時は多分、申込書のほうは指定管理者のほうにも残るでしょうし、そしてまた市のほうにも、市が送付されるかどうかという形ですよ。そして、再度チェックが行われる。直営で行うと1回で済む手間が、指定管理と市のほうと2回行われる。そのことによる事務のロスがありますし、ひいてはこの申込書が複数枚、1枚だったものが2枚になることで、情報漏洩のリスクも高まるんだと思っております。そしてまた家賃徴収も同じですよ。家賃の徴収で滞納がありましたという時に、督促、催告、納付相談、交渉記録の作成、訪問徴収をやるわけですが、指定管理者のほうは。ところがこれでも取れなかった時には、市のほうがその確認をして、また請求をして、訴訟をするわけですよ。ただ、その指定管理者が持ってきた交渉記録だけを見て、読んで、はい、わかった、訴訟、という形では多分いかないですよ。一旦は市のほうで再度確認作業をして、お伺いをして、という形になると思うんですが、その点はどうなさるのか。その二つだけでいいです。入居の申請並びに家賃の徴収というところで、私の思っているような二度手間というところがあり得ないかどうか。そしてまた、そのことに伴う、要するに二つの実施主体ができることによるリスクの増大が出ないかどうか、お聞かせいただけますか。

○ 建築住宅課長

今、委員が言われます、二度手間になるのではないかというご質問でございます。まず、入居の関係につきましては、指定管理のところで受付をいたしまして、入居の確認といいますか、そこまで行う。それから市のほうに、そこまで行ったものを持って来て、うちのほうで家賃の決定とか敷金の納付書の作成とかをして、再度お返しするという形になるかと思っております。また、家賃の収納対策につきましても、そういう口座振替推奨とか督促、催告、納付相談、交渉記録作成とか夜間徴収等を行いまして、何ヶ月も滞納されてる方等につきましては、途中から市のほうも入って一緒に回るとか、そういうところも出てくるかと思っております。で、交渉状況も、ある程度は指定管理のほうで行ってもらいますが、そういう長くなってくる滞納者に関しましては、市のほうからも出て行って、そういう交渉をしていくとか、また、明渡しの話をしていくことになるかと思っておりますが、二度手間と形にはならないように事務をやっていきたく思います。ただ、チェック機能というのは必要でございますので、ある程度の二度手間といいますか、



一緒にやっていくという判断でございます。

○ 江口委員

二度手間にならないように、と言われましたが、それこそ二度手間と言うんだらうと私は思っております。もう一点、先ほど言いましたように入居申込書等に関しては、当然のことながら指定管理者側が保管するものもあるでしょうし、そしてまた市のほうへ写しを送付されると思うんですが、双方で保管すること、要するに、市の直営だったら1枚のものが2枚存在する形になって、ある意味、リスクが増大すると考えるわけですが、その点はどのように思いますか。2枚存在する形になるかどうかと併せてお答えください。

○ 建築住宅課長

住宅の申込書につきましては、一部を提出していただいて、その提出していただいたものを仮審査するという形で書いております。で、仮審査まで受けたものをそのまま、うちが原本をいただくという形にするようにしております。ですから、申込書は2部存在しないことになります。

○ 江口委員

じゃあ、入居申込書は百歩譲ってそうだったとしましょう。ところが、いろんなところで2部存在するケースがあり得ると思うんですね。入居者の状況に関しての書類等々は、当然のことながら管理する側、現場で管理する指定管理者サイドは持っていないと仕事にならないわけですね。同様に、市のほうも持っておかなければならないと考えるわけですが、どうでしょうか。

○ 建築住宅課長

そういう申し込みの関係につきましては、そういう形で一度申し込み受付を指定管理者のほうで行って、仮審査をした後にうちのほうに回ってきたものを使って、入居を決定しましたら、その分に関しましては指定管理者のほうで保管するという形にしたいとは考えておりますので、両方で事蹟を持つというような形にはならないようにしていきたいと考えております。

○ 江口委員

現実的にはそれは無理なんだと思います。それが可能であるのだったら、ある意味で市のほうは必要があれば、指定管理者のところにズカズカと入って行って、書類を捜す行為をするという形になりますよね。逆に、指定管理者が市の職場に入ってきて、そこから書類を捜す形になるわけですよ。とてもそれはやっていい話ではないですね。で、今は公社にお願いしたいというお話ですが、当然のことながら指定管理者には更新があり得ます。となると、その時は公社にいくかどうかかわからないわけです。その時に、民間の事業者になりました、と。その時にもやっぱり同じようなことが、今は公社だから一つで済ませようと思ってるかもしれませんが、当然のことながらそれはあり得ないわけですね。「庁舎内に事務所を」と言われましたが、庁舎内に事務所を置かない民間事業者さん、もちろんのことあり得るわけですね。そういった時に、先ほど言っておられた電算の部分の危惧も当然出てくるでしょうし、もう一つ、業者選定、軽微な修繕の場合は当然のことながら指定管理者のほうで業者選定等を行います。ところが先ほどのお話しでは、現行どおりやりたいというお話しでしたが、当然のことながら民間事業者は、市がやってるのは全く違う、それぞれのルールでやられるんだと思います。そういったところについては、どのように判断をしておられるのか。修繕といった時の発注の部文、公社から変わった時に、当然のことながらそこについても縛りをつける形でされるおつもりなのか、お聞かせください。

○ 建築住宅課長

今、当初は民間という形でうちのほうも計画をしておりましたけど、発注形態につきましてはある程度の、今、委員が言われますように民間が取った場合というようなことで質問してありますので、それに答える形になりますけれども、民間が取った場合はある程度民間の、プロ

ポータルでやりますので、どういうふうな形でやるかという民間からの提案、そのような地元業者の問題もありますし、業者の選定の仕方あたりも、業者からの提案になってくるかと思えます。それについてうちのほうで判断をしていくという形になるのではないかと思います。

○ 江口委員

今、言われましたように、それぞれの業者、民間の方々、業者以外の形があり得るかもしれませんが、業者の方々が判断をする。ある意味、全体として、市として良いかどうかという判断ですよ。当然のことながら、先ほど言われたように公社を前提としたような、市がやっている契約方法を取ることが絶対できるとは限らないわけです。ある意味それが、指定管理者の強みだと思えますよ。ある意味、市の仕事というのは書類の仕事ですよ。公正・公平であるためにきちんとした証拠を残す。あるいは民間ではそれを省くことでコストダウンをかなり実現したりするわけです。信頼関係の中で仕事をする、かわりに安くしてくれよ、というんですよ。この事務分担表を見ても、そういう形での疑念はぬぐえません。先ほど言いました二重の手間、ないし膨れあがる情報漏洩のリスク等もございます。そしてまた、民間のノウハウを活かしてというのがもともとの指定管理者のスタートのはずです。で、サービス向上が、公社をやることで非常に下がった、そう考えたら、既にこれは破綻しているのだと思っています。そして、先ほど主幹も言われたように、中小の団地の統廃合、そして老朽化した団地の払い下げ等々も行われます。そういったことを考えると、指定管理を導入するというのが時期尚早だったのではないかと私は考えております。以上です。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 川上委員

先ほどから指定管理者制度のね、本来の目的は住民サービス向上、充実にあると。関連して財政出動の縮減もというのが、法にも条例にも書いてあることなんですよ。ところがあなた方は一貫して人員削減、人を減らす。それから財政縮減が先に来てるわけですよ。そしてそこを当委員会で行くつか指摘されると、驚いたことにそれには答えなくて、行財政改革推進室主幹がね、民で出来ることは民でやるという流れだというふうにバツサリというか、かみ合わない答弁を堂々としたわけですよ。大変驚くわけですよ。指定管理者制度の法と条例に基づいてこれが出てきているのに、それに答えられなくなるとこんなことをいう。みなさんご存知のように市場原理主義の出発はアメリカですよ、このアメリカで市場原理主義は破綻したというのでオバマ大統領は市場に強力に介入しているでしょ。アメリカの巨大自動車会社の株を全部買ってみたり、高額所得者に増税、低額所得者に減税と、日本共産党が言ってるようなことをオバマ大統領がやってるわけですよ。こういうときにまだ民で出来ることは民でやるんだと、答えられなくなってそういう答弁を叫ぶというのはいただけない。公社は民なのかという先ほどの質問に対してあなた方は答弁していない、まだ。本市の土地開発公社はもう役割終了したでしょ、終息する時期ですよ、あなた方幹部の行先がなくなるような状況ですよ、退職後。そうすると誰がどう心配したか分からないけど今度は住宅管理公社を作ると。先ほどの答弁聞いてると、住宅管理公社は民だと、無理やり民にしてですよ、なんですか、市幹部OBでしょ、民間不動産業経験者含めますと行ったでしょ、そういうことになってくると、金融機関の関係者は来ないのかと思うんですけど、あなた方の言ってる住宅管理公社というのは、本当に民なんだというふうに思うんですよ、あなた方の発想から言えば。そこでおたずねしたいのは、こういうやり方は市の公営住宅に対する責任を根っこから投げ出すことに繋がらないのかというふうに思うんですよ。そこをおたずねします。

○ 建築住宅課長

指定管理を管理公社にということで提案していますが、最終的な責任のところにおきましては市の直営でやるべきところですので、責任を投げ出すことは出来ないと考えています。

○ 川上委員

出来ないことをやろうとしてるわけですよ。それから、これによる財政縮減効果、着目するとあなた方のこれまでに出したずさんな資料によってでも1000万から1千数百万程度ですよ、その本体は何かというと、民間労働者の賃金と公務労働者の賃金の格差、この格差の分だけしか、あなた方は財政縮減をしないんですよ、これについては先ほど指摘もありました。これ、別の面から見ると、あなた方公が、地方自治体が民間労働者の低賃金状態を制度的に固定化していくと、自分たちは一言いにくいけど今までも、民間労働者はこれだけ低くてもいいんだと、委託料だって0.9掛けたりしてるわけでしょ、堂々と、何の数字の意味か分からないけど。民間労働者はこんだだけ給料が低いでも何とかやっていくよと、というような発想ですよ。それは指摘ですが、それで、こういう状況の中であなた方は更なる行革をやるというんでしょ。そしてたら民間労働者に低賃金を押し付けておいて、さらに住宅の部門でも行革をやらないといけないでしょ。また人減らしますか。そうすると先ほど永露委員が言われたようにこれ以外の行革も考えてくるということになるわけでしょ。順番が逆じゃないんですか。あなた方が今11月末までにまとめようとしている、住宅部門の行革プラン、今の段階どういうことを考えているか示してください。

○ 行財政改革推進室主幹

さらなる行財政改革につきましては、11月を目処に改訂版を策定する予定ですが、現段階では各課ヒヤリング、職員からの提案等をいただいている段階でございます。今の段階では組織についてもこのようにするというようなものはつくっておりません。

○ 川上委員

いずれにしても9月ごろにはあなた方は住宅の部門でも、さらなる行革の具体的なプランを出すんですよ。1千万か2千万か削るようなプランを出すんですよ。今の段階で頭の中に何もないというはずは無い。行革には出ていないかも知れないけど建築住宅課の方で検討しているんじゃないですか。

○ 建築住宅課長

現在のところそういう削減とかいう計画はありません。

○ 川上委員

とにかく民間労働者に低賃金を押し付ければ、それが私たちの行革だといわんばかりのやり方なんですよ。しかし問題はそれだけじゃない。先ほど言った、12日の本会議でも討論でも指摘したけど、住宅管理公社を新たに立ち上げるというのは5年間本格的な民間が、純粹の民間が指定管理者になる体制づくり準備をするんじゃないかと、準備期間確保のために住宅管理公社を作ろうとしてるんじゃないかと指摘したでしょ。私もちょっと誤解があったんだけど、住宅管理公社が5年後仕事取れなかったらどうなるのかという心配をしたわけです。ところが先ほどの答弁の中で、市幹部のOBも入ってるわ、民間不動産の経験者も入ると、最初から。ということになると新たに立ち上げる民間指定管理者ですよ、その卵がそこで住宅管理公社自身がその卵ということになるんじゃないかということになると思うんです。5年後に取れそうに無いというときは、住宅管理公社やめて、民間でいきますと。だからコスモスコモンとは全然違う話になってくる、そういうことになるんじゃないですか。だから最初から民間でいきたいと、けど、その移行期間中とか準備期間中は民間の不動産業者も入る、金融機関の経験者も入る、勿論市の幹部も入るということになってくるんじゃない。そこで最後の質問ですが、ここにおられる市の幹部職員、退職後、この住宅管理公社に行かないと言い切れますか。

○ 総務部長

仮定の話としてされましたけど、私ども人事の方で退職の職員、これ天下りということではなくて退職の職員は再任用ということで、一職員として仕事してるわけでございます。配置先につきましてはその段階で検討しますので、仮定の話につきましては返答を控えさせてい

ただきますのでよろしく願いいたします。

○ 川上委員

行くんですよ、行くに決まってるじゃないですか。なぜか、答弁したから。あなた方が行かないでこの住宅管理公社成り立たないでしょ、あなた方全部がいったら大変だけど。だから私が天下り先を新たに作ると指摘しているのは思いつきで言ってるわけじゃない。論理的に考えたらそうなるでしょ。そういうようなことが民でできるものは民でとか、私はそれを批判したんだけど、そんなことを、こっちではそういういながら、こっちで土地開発公社の代わりに別の公社を作るというやり方を市民が認めるかどうか明らかでしょ。指摘して質問を終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 人見委員

あの、いくつかははっきりさせてくれませんか。先日、6月8日の提出資料の直営、公社、民間の比較表の、まさに公社の一番下の段に、民間活力の導入ではないので、サービスの向上は民間ほど望めないと、このようにはっきりと言われておるわけですね。民間活力の導入ではないと、ここでははっきりと述べられているわけですよ。公社については、それが午前中、先ほどの答弁の中では民間と同じという表現は、根本から間違いじゃないかということが1点あるんですが、それでもやっぱり曲解、解釈の仕方、でこうなるんですよと言えるものですか。いかがですか。

○ 行財政推進室主幹

最初にですね、先ほど私の方で答弁した件について答弁させていただきたいと思います。この指定管理者につきましても、自治法上は個人でなければ、団体であればできるということで、先ほど言いました、例えば二人以上の団体、地域の関係団体であろうが民間事業者であろうが、地域コミュニティ団体であろうが、指定管理者には可能でございますので、民間事業者等という中で、当然その中には、飯塚市で言います教育文化振興事業団、それから公社等も含まれているということでございます。この公社のメリット、デメリットにつきましては、建築住宅課長ほうで作っておりますので、こちらのほうで答弁をいたします。

○ 人見委員

で今回は「等」をつければ事は丸く納まると、というようなことなのかなどこのように思います。それで副市長、午前中休憩に入って野次を飛ばしたんですけども改めて、昨日コスモスコモンの指定管理についてのやり取りが行われておる記事が今日出ております。根本的に、このコスモスコモンの指定管理者の導入の経緯、または目的、そして今日に至る経過と、それをテコにしてというか学習して、今回の公営住宅の指定管理の具体的なもっていき方、委託先、この選考のあり方について何か整合性を私たちに与えられるものがあれば、それも含めて説明を、違いというのも含めて、説明願います。

○ 副市長

今回の市営住宅の指定管理、これは先ほどから質問出ておりますように行革の一環であることは間違いのないというふうに認識しております。行革というものは、どういう事かと言いますと、経費の削減というのはもちろんその通りでございますけど、サービスの向上というのも一面では含まれておるといふふうに考えております。その中で、民間でできるものは民間でということで、それがひいては経費の削減、サービスの向上にも繋がる確率は非常に高いという認識はいたしております。ですから、先ほど永露議員から質問がありましたように、経費の削減だけをみれば、確かに別の組織を作って、都市施設管理公社でなくても指定管理者にしなくても、できる部分は経費の削減という観点だけでみれば、そういうところも確かに一面はもっておるかなというふうに思っておりますけど、組織を簡素化したり、業務量を減らして小さな行政して効率的な運営を計っていくというような面では、指定管理者のほうの方がよりベターな方法

ではないかなというふうに感じております。

それで、コスモスコモンの文化振興事業団と、今回都市施設管理公社、先ほど川上議員のほうから、住宅管理公社を新たに設立すると言われておりましたけれど、今ご提案させていただいておりますのは、現在あります都市施設管理公社の組織を充実強化していくというやり方でご提案をさせていただいております。その中で将来の考え方としてですね、今回は指定管理者の導入ということで議案をお願いしておりますので、将来の管理といたしましては、都市施設管理公社をお願いしてはどうかというふうなことで、思っております。その中でコスモスコモンの文化振興事業団と都市施設管理公社とがどういう関連性があるのかというご質問かと思っておりますが、ご存知の通り文化振興事業団というのは、コスモスコモンを設立するときにその管理をそこにお任せしたらどうかということで作られた、文化振興事業団でございます。都市施設管理公社というのは、飯塚市内にあります都市施設、公園から他いろいろございますけれども、そういうものを管理するために設立された施設でということでございますので、その中にひとつであります市営住宅も本来の都市施設管理公社の設立目的の一部であります、都市施設管理公社のほうに委託してはどうかというふうなことで、考えておるということでございます。

#### ○ 人見委員

コスモスコモンの場合は文化振興事業団にその建設と落成と併せて、管理運営のために事業団の設立を図った、そして事業団に管理委託をしてきたという、管理のノウハウを積み上げてきていたわけですね。その管理のノウハウを積み上げて来てたので、2年間は指定管理者の導入に合わせて、2年間は指定管理者という随意契約でもってやったわけですね。そして2年経ってオープンにしたわけですね。それが図らずも外れてしまったわけですね。そして今回このような経過をたどって、今日の新聞の記事なんですよ。官製談合とは言いませんが、まさにあの記事どおりの流れ、結果というものが出てくるとするならば、まさに官が作った指定管理者なんですよ。2年間の猶予を置いて。どこにこの2年間の学習というのがあったのかということ、さらに言うと、今回全く違う形で、ようするに都市施設管理公社というのは、文化振興事業団のようなノウハウはなかったわけです。にも関わらず、随意契約で2年間試しということではないんです。5年間やるというのです。良かったらずっとやるというのです。これが行革という民間活力の導入という方向に合致しているのかと問えば、いや情報が漏洩しては大変ですみたいな話をやるんです。だけど漏洩の問題にしても、午前中、瀬戸委員の質問に民間であろうがある意味では公社であろうが、まさに厳しくやれる範疇の部類、法で認められる部類であればそれはやっていきますという話なんですよ。なんらそういうふうなことではなかったはずなんです。と僕は一貫して主張してきたつもりなんですよ。副市長、僕はそういうふうな話を聞いたかったんです。どこが学習で今回どう違うのか、どう同じなのか。改めて説明願います。

#### ○ 副市長

先ほどもご答弁申し上げましたが、都市施設管理公社は設立目的がそもそも都市施設関係を管理するというので設立された公社でございます。その中で、市営住宅の管理というものについては経験がないことは事実でございます。その中で、今回個人情報関係等々もございまして、いきなり民間に指定管理者をするのにはちょっと危険性があるのではないかとということで、都市施設管理公社あたりであれば、ある程度管理の能力は持っておりますし、半官半民のところも、第三セクターでございますので、そういう意味では非常に市と共同でその管理をしていけるというような部分がございます。ですから、そこらへんで経験を積んでいただいてよりよい市営住宅の管理ができるような、ノウハウはそこで蓄えていただきたいというふうには考えております。

#### ○ 人見委員

コスモスコモンの事業団は、設立の目的はまさに先ほど説明があったような流れです。そし

ていくつかの変遷を経て、今回改めて昨日の審議が行われたということでございますが、この事業団のあり方と公社のあり方と、そして市が同じように指定管理者に持っていこうとするものと、全く同じ意義を求めたものであるということによろしいですか。

○ 副市長

若干、コスモスコモンの施設の管理していただく分と市営住宅を管理していただく分とは、色々な意味で内容が異なっておるというふうに私は思っております。ですから、コスモスコモンの場合には、2年間という猶予期間を経て公募でいくということで、現在まで来ております。昨日の中でも公募で行きますよというお話はさせてもらっておりますけど、今回の場合の片一方の都市施設管理公社は市営住宅でコスモスコモンと管理する施設の内容が、性格というのですか、そこらへんが若干違うというふうに私は理解をしております。と言いますのは、この委員会でもたびたびご指摘がっておりますように、非常に個人情報を含んだ部分が結構多い施設でございますので、そこらへんの管理をどうするのかという問題が非常に大きい問題で、委員のみなさま方も非常に心配されておられるところでございますので、そういうところについては、先ほど言いますように、第三セクターで管理をしていただければというふなことで考えておるということでございます。

○ 人見委員

コスモスコモンに指定管理をするケースでも、指定管理者とのこの情報の漏洩をめぐるの協定も、公社を相手としたこの公営住宅の情報の漏洩を防止する、そしてまたその罰則も含めてですね、同じある意味では、協約規定、契約内容ではないのですか。どうなんですか。片一方は重くて、片一方は軽い、情報は。

○ 副市長

私が答弁したのはそういう意味ではございません。それぞれの個人情報は漏洩された場合にはそれぞれ、個人情報保護条例もございます。その適用を受けることは同じでございます。そして、協定書の中にも同じように個人情報保護の漏洩防止のための協定内容が盛り込まれていくと、ということでは全く、そういうところでは同じでございます。ただ、施設そのものについてコスモスコモンが抱えておる個人情報の部分と、市営住宅が抱えている個人情報保護の量の問題とは、施設の性格が違うのではということをお話させてもらっているものでございます。

○ 人見委員

同じように、長年、事業団の設立から、文化振興事業団も市が要するに設立に関わってやってきたわけです。今回改めて昨日の質疑の中に、新聞の記事なんか読んでますと、要するに事業団のメンバー、審議会のメンバーだとか、もろもろてこ入れをして、十二分に対応できる体制を整えてやってきたとかという話になって、伺ってきております。先ほど言われた、一方では民間という位置づけをしながら、一方では行政がコントロールし、行政に関わる部類というのを大きくしていこうという、全く違う内容を使い分けているわけですね。それで私が聞こうとしているのは、そのようなことで結果的には、内向きの方向にどんどんどんどんなって、名前だけが指定管理したという形になっていって、すでに民間活力の導入というものをどこかで、あきらめておるのかと言わんばかりの状況にあるのではないかと。そういう危惧を私は持つんですが、副市長いかがですか。

○ 副市長

今質問者が言われるようなことは考えておりません。基本は、民間活力が導入される部分は民間活力を導入したいというふうに考えております。ただ、施設によっては、民間がいいものもあれば、あるいは第三セクター的なものの方がよりベターな場合もあるというふうに考えております。そこらへんは、それぞれの施設ごとに判断をしていきたいと考えております。

○ 人見委員

私は、本当に時期尚早、要するに副市長が一頭最初に言われたこの指定管理者制度の導入、

民間活力の導入については、行革の流れの中では、ある意味ではまったく同調というか賛意を示しますよ。しかしながら結果として、この3月にこの議案も提案されてそして今日に至るまで、一頭最初の動機はどうだったか、方向性はどうだったかがもの数ヶ月の間に変わり、そしてこれだけの質疑をやってみて、なお且つまだ疑義がたいそう残っておる。そういうふうな中で、一方で、もうすでに2年の指定管理者の猶予を与えて、さらにそれが民間との競合ではじかれた後、直営の中でかえって財政的な効果というのを上げながらのこの2年間、なんらか大きな市民からの指摘なりなんなりを受けてきたかといえ、そんなことは決してない。その中でなおかつ、なんとか事業団がとれるような、そんな配慮が、仮に昨日の質疑のようにあったということであれば、何をかいわんやで、何か歪な方向の指定管理者にいつの間にか執行部は移ってはしないかというような気がするので、行革の一環としての民間活力の導入、指定管理者の導入については、是としますよ。しかしながら、その具体的な方向性については未だにまだ固まってもいない、多に疑義のあるような状態があることを考えるとね、来年の4月の具体的な導入という時点、さらに言えば、次の指定管理者のあり方、その制度の期限がいったん切れた後での公募のあり方等々を含めて、まだ私は十二分に協議をし検討していくべきではないかという意見を持ちながら、今日臨んでおるんですが、部長でいいですが、率直に言って来年3月で退職をして、4月からその公社でいいですよ、川上君ではないけれども、行くんでしょ、行かれていいんすよ、給料が半額になって責任の所在もはっきりせずにある意味では新たな指定管理者の業者としてですよ、本当にこの業務の血のにじむような努力を自ら望んでやりますか、と突きつけられたときにどうかと考えるので、ぜひ私が縷々言ったことに対する、何か反論なり意見なりあったら最後聞かせていただけません。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:44

再 開 11:44

委員会を再開します。

○ 都市建設部長

今回、都市建設部内での建築住宅課で指定管理者制度の導入というふうなことを目指してきております。これは一つは、そもそも合併協議の中で改めて1市4町それぞれが、今後の行政事務につきましても、指定管理者制度の導入というのは確認がされているところであります。そういうふうなことから併せまして、合併しそれから行革大綱、あるいは公共施設等のあり方の特別委員会に置きましても、この市営住宅の指定管理者制度導入のというのはすでに、今年の2月ですか、実施計画の中でも市営住宅は打ち出されておるところです。そういうふうなことから、大きく捉えますと、行革という視点の中では住民サービスの向上、あるいは経費節減というのはあらゆる部署においても、そういうふうな職員として削減効果に取り組んでいかなければいけないなとふうなことで思っております。併せて質問者議員から、まあ私がたまたまそういう所属の中の位置におるというふうなことで、私もあと、来年の3月では満期を迎えるところでございます。決して私が、そこにいくという前提の中で取り組んでおるところでは、もうどうありません。そういうふうな気持ちの中で、そもそも行革というのは、あらゆる部署においてはですね、さらに指定管理者制度の導入あるいは他の部分においても、行革の視点というのは、常に考えていかなければならないというふうな気持ちで持つべきであろうと思っております。

○ 人見委員

全然私は、満足するような答弁だとは思っておりません。最後になりますけど、率直に言って私はコスモスコモンと並べるような思いで、今どのように判断をすべきなのか、こういうふうな思いに今至っているんです。そして、率直な思いを述べたつもりなんです。市長最後にこれまでの経過を行きつ戻りつつしか映らないんです。どうみたって。時期尚早としか映らない

んです。それでも来年の4月から公社でやると言われるにはそれなりの、思い入れというか理由があるんだろう思うんで、それを率直に市長から聞かせていただきたい。

#### ○ 市長

指定管理、コスモスコモンから公社、で今までに27の公の施設を指定管理制度に移行していただいて、これからもあと17残っているという流れにあります。昭和38年ごろに民間委託というひとつの公の施設、清掃や学校給食等に関して、民間委託という事業が始まって、平成15年には指定管理者制度というのに変わった。なぜ変わったかと言いますと、そこに議会の意見を求める、議会の議決を求めるという流れが、民間移行の中に必要ではないかというようなことで私は、そういう状態として指定管理になったと思うわけです。その中で縷々議論をしていただきました流れの中で、やはり今度の公社に関しては、公社等ということ個人情報保護条例、漏洩の問題からちょっと難しいのではないかと。公社等で考えられてはどうかということをお話いただいて、先ほど副市長のほうからも答弁しましたがけれども、本当にそういう問題もあるかなと、しかし先ほどから話が出ていますように、保護法の流れの中で、そこで縛ればなんら問題ないのではないかという人見議員の意見で、当然私もそうだと思うわけで、そういう流れの中でお話を聞いていると、我々の方としても、指定管理者といいながらどういう形で進めていいかというのを迷っている分が、今度の指定、公社の公の市営住宅に関してはぶれたんじゃないかなろうかと私も思っています。やはり、言われるように指定管理としてやっていかなければならないという一つの一本の柱の流れの中で、私は議会の意見も聞かせていただけないか、議会が公社でという意見が出たときにじゃあその公社に対して議会のみなさんたちはどう考えておられるのかという部分も逆に聞かせてもらう流れの中で、私はこの審議を進めていかなければならなかったんじゃないかなろうかと思うわけで、時期尚早と言われたことも私は、そういう感も否めないわけで、しかしですね、今日の新聞でも麻生渡知事は京都の立命館で地方分権という話をされて、今後地方分権というものを進めていかなければならないと、その流れの中で、やはり地方に責任とまた財源が下りてくるということになったときにですね、やはり地方の力として自分で生きていく力を付けていく自治体でなければならぬと思うわけです。川上議員が言われるように、そんなのは国にもやらないかんよと、何が外交と防衛だけ、そういうのが国じゃなくて、社会保障全体もやはり国がみなきゃならないよという話もよく聞かされるわけですが、実際にそういうのから手が離れようとしている流れの中で、地方自治としては、やはりどうかして自分の力で生きていくものを付けていかなければならない。だったらそこに指定管理制度というものをに入れて、財源的にもまたサービスにおいても、やっていくという方向をそこに持たなければならぬ。しかしメリットだけではなくてデメリット、やはり利に走ってサービスを悪くしていった利益を出すというような団体もそこに出てくるかもわからない。民間に移したときに、そういうことを精査してもらうためにやはり議会の中があって、3年なり5年なりという指定管理というものを設けて、その中で、おまえとんでもないことをやっているのではないかと、こんなところに任せていいのかと、いう問題もそこに出てくる。だから私はそういうふうな期限を切って、議会の中で審議してもらいながら私は指定管理を今後進めていかなければ、地方として飯塚市としてやはり、よその自治体から負けないような市を作っていかなければならないというふう感じて指定管理制度を進めさせていただいております。今回の問題に関しましては、みなさんのお話にあるようにもっと煮詰め方が足らぬのではないだろうか、もっとやるべきではないだろうか、時間がかけていないのではないかというようなご意見を真摯に受け止めながらやっていきたいと思っておりますけど、今度の分に関しては、公社という流れの中でご理解をいただいて、何年かというのは決めてませんでしたかね、その中で審議していただきながら次のステップの段階で民間に移すのか、公社で行くのか、これはとても公社では駄目だから直営でやるのかということも含めて、やらせていただきたいというふう感じております。



○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:53

再 開 13:28

委員会を再開いたします。他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は、議案第52号飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。詳しくは本会議で述べますけども、5点について反対理由を述べたいと思います。反対理由の第一は、本来指定管理者制度は住民サービスを充実させるのが目的で、財政出動の縮減を図るといふものであります。ところが、この財政縮減効果については、提出された資料がずさんで信頼できないことが分かりましたが、民間の低い賃金を制度的に固定化して、それを縮減と呼んでいるだけのとんでもない発想であると思います。第二は、市の都市施設管理公社に市幹部OBや民間不動産業経験者を含めて、事実上住宅管理公社を立ち上げて先ず5年間業務を委託するというのは、市幹部職員の天下り先を新たに作るとともに、金融機関や不動産業者、建設業者などの係わる民間業者が公募に参加できる体制をとる時間を確保する意図があるのではないかと思います。住民サービスよりもそういう民間業者や一部市幹部OBの利益を優先するものであると考えるわけであります。第三は、仮に住宅管理公社であっても膨大な個人情報が入れば直営であれば不必要な移動が行われる。特に、民間の場合は金融機関や不動産業者、建設業者などによる業者が参入することが考えられます。様々な防御策にも関わらず、情報が流出した場合、市民生活への影響は極めて甚大だと、このことを含めまして執行部の言い分とは逆に住民サービスが低下することがおおいに考えられという問題があります。第四については、指定管理者になれば議会のチェックがしやすくなると市長が言われたわけですけど、事実は逆に民間業者は勿論、住宅管理公社であっても業務遂行や経営状況の情報の公開も制限されて、市議会のチェック、市民の監視も難しくなるのは今の制度上明らかであります。最後に、指定管理者が民間業者であれば勿論、住宅管理公社であっても地元業者の保護育成という観点は欠落してしまいかねない問題も引き続き残っております。以上の5点で反対であります。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

○ 八児委員

私は賛成の立場で討論させていただきます。沢山の時間を使って今回は審議をさせていただいたわけですが、最初は民間でいくと、地元業者でいけないかという話が、本当に私はそのとおりだと思っておりました。ところが、現状では地元民間業者ではなかなか難しいというふうなことで、個人情報の問題とかそういうことで管理公社というところにさせるということになってきたわけですけども、いかんせん結局現在の管理のあり方の中においては当然市がもつべきところもあるのではないかと考えるところもあります。そういうことで、管理公社でも仕方がないかなど、そのような考え方に私は至っております。なおかつ、行財政改革の流れの中では、少しでも財政改革が出来るということがあれば、やはりその方向に向っていくべきであると、このように私は思います。そういうことで、議案については賛成をしたいと思っております。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第52号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正

する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙手 賛成少数 )

賛成少数。よって、本案は否決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第75号 飯塚市八木山青年の家条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 生涯学習課長

議案第75号飯塚市八木山青年の家条例を廃止する条例の制定について補足説明をいたします。議案書の1ページをお願いいたします。八木山青年の家は、昭和38年に飯塚市八木山1113番地に団体生活を通じて青少年の健全育成を図るため、研修やレクレーション、野外活動などを行うことを目的に開設されました。当施設は、開設から約45年が経過しており、施設の老朽化が著しく、施設の現状維持を考えた場合には大規模改修工事等の必要性や維持管理経費の増加が否めない状況にあります。また、施設の利用状況としても市民のニーズの多様化に伴い利用者が減少傾向にあります。以上のことから、施設の現状維持と利用実態等を総合的に勘案した結果、飯塚市公共施設等のあり方に関する第1次実施計画に基づき、平成21年10月31日での廃止を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

今廃止する理由について、一つは老朽化しておって維持管理費がかさばってくるというようなことを言われました。どういうふうにかさばってくるのか、どういう計算をしておるか聞かせてください。

○ 生涯学習課長

維持管理運営費の推移につきましては、18年度が7,530,000円、19年度が7,300,000円、これ以降についてもこの金額と同等の金額がかかってくるというふうに考えております。

○ 川上委員

施設の老朽化との関係で提案理由の説明があったので、施設の老朽化との関係で施設の維持管理費がどのように増向するかお尋ねしてるんですけど、今あなたが言われたのは753から730に減ってるし、減少してるでしょう、しかもこれは人件費を含んでいるでしょう。だから廃止の理由には、約45年経って施設が老朽化していることを理由にしているんだから、どのようにかさばっていくのかを分かるように言ってください。

○ 生涯学習課長

現在、八木山青年の家では、井戸水を使用しております。これについても、上水道引き換え等の工事とか、ボイラー、そういうところの施設についてかなり老朽化しておりますので、そういうものの取り替えが必要になってくると考えております。

○ 川上委員

上水道をわざわざ引かなくてもいいじゃないですか。それで、金額はいくらを考えているんですか。

○ 生涯学習課長

金額の見積等については、とっておりません。

○ 川上委員

八木山に上水道がどのくらい普及しているんですか。

○ 生涯学習課長

資料がありませんので、ちょっと分かりません。

○ 川上委員

八木山に水道がありますか。この八木山青年の家だけに、上水道を引くからお金がかかるといふふうに答弁では聞こえるけど、そういうことじゃないでしょう。だから、ポンプの関係も非常に弱っておりますというのが前からの答弁ですよ。では、このポンプの入れ替えでもいいですよ。いくらかかるんですか。

○ 生涯学習課長

先ほどのボイラーと同じで見積をとっておりません。

○ 川上委員

前の担当課長は、窓ガラス等も非常に危険な状態と答弁したんですよ。これ老朽化に伴ってということでしょうから、老朽化に伴って管理費が増向するにこれも入るでしょう。この窓ガラス、危険な状態を改善するためにどれくらいお金かかるか計算しましたか。

○ 生涯学習課長

見積等とっておりません。

○ 川上委員

では、利用状況聞きましょうか。利用状況は前年度時期比でどういう状況になっていますか。

○ 生涯学習課長

20年度と21年度ということでもよろしいでしょうか。19年度と20年度どちら

○ 委員長

質問してるんだから、ちゃんとしっかり答弁しなさいよ。

○ 生涯学習課長

19年度との比較におきましては、20年度については利用者数において、1,403名の利用はあっております。内訳としては、市内が279名、市外が1,124名となっております。それから、20年度については、1,496人、市内が304人、市外が1,192人、利用人数が増加している理由としては、高校、大学の吹奏楽やクラブサークルの利用が17団体中9団体を占めており、20年度については1団体で30人を超える大学のサークルが5日以上の合宿を4回実施していることが要因であります。利用団体数については、平成19年度より3団体減少しているのが現状でございます。

○ 川上委員

提案理由は全部消えましたね。だから、本当の提案理由があるでしょう。本当に廃止する狙いが。答弁出来る方が答弁したらどうですか。

○ 生涯学習課長

すいません。ちなみに、20年度と21年度の5月、6月の現在での比較を申し上げますと、21年度につきましては、5月末現在ではございますが、昨年度と比較しますと利用者数は減少しております。平成20年度の4月4団体133名に対して、21年度4月は2団体73名でありますので、2団体69名の減少となっております。また、5月については21年度の利用はございませんので、昨年度より1団体30名の減少となっております。

○ 川上委員

その利用が減っているのは、あなたがたの努力が足りないからでしょう。いずれにしても廃止する理由を述べられたんだけど、理由はないですね。市長、理由がないのだったらこの際撤回したらどうかと思いますけど、どうですか。

○ 生涯学習部長

確かに、19年度と20年度におきましては若干市内の人数も増えておりますが、過去の17,18,19におきましては減少傾向でございます。先ほど申しましたように、課長が答弁しましたように将来的にも、やはり老朽化しておりますので、今後いろんな市内の子ども会という団体においても。やはり今の社会のニーズにこの施設がついて行けないんじゃないかと、ですから老朽化していることがやはりそういった利用の人数の減少になってくると想定されま

すので、そういったことから廃止の条例をあげているとでございます。

○ 川上委員

今度の人事評価の中で、課長補佐級以上はSというスーパーが誰もいないそうですね。それで、この廃止後の民間等への譲渡というようになっているでしょう。この等は、何のことですか。

○ 生涯学習課長

私立の学校とか、そういうところを一応想定しています。

○ 川上委員

民間等と書いてあるんですよ。今まで、民間譲渡と言っていたでしょう。今回議案になったときに、この等が入ってきたんですね。この等というのは、私立の学校法人のことが入ることですか、そういうこと。

○ 生涯学習課長

私立の学校、大学、高校、そういうところということでございます。

○ 川上委員

どうしてそれを入れるようにしたんですか。

○ 生涯学習課長

市外の学校あたりで、そういう施設として利用される可能性があると考えられるということで、等という言葉を入れております。

○ 川上委員

宛が出来たということですね。その学校の子ども達がここを使うと危険じゃないですか。

○ 生涯学習課長

危険ということはございません。

○ 川上委員

市長、最後にしますけどね、今答弁あったとおりに使えるんですよ。お金も、上水道を引いたりしないんだから、たいしたお金じゃないんですよ。あなた方は、廃止の一番の目的は管理人さんの仕事をしている人の人件費でしょう、削りたいのは、753万、600万くらいでしょう、人件費が、それを削りたいんでしょう。だから、使える資産を、手を入れれば45年経ってても使える資産を手を入れずに自分は廃止します。ポンプは非常に弱っておるけど、ガラス窓も危険な状態と、でも使えるから譲りますと、子どもに使わせるというようなやり方は飯塚市のやり方なのかと思うんですよ。だから市長是非ね、冷静に考えて、今聞かれとっても根拠何も無いでしょう、示せないでしょう。撤回してくださいよ、どうですか。

○ 生涯学習課長

先ほどもご答弁させていただきました。老朽化しているということで、使えないことないということじゃなくて、今後は後年度負担がかかるということですね。それと市内の子ども会、先ほども申しましたように、利用が年々少なくなっていると、いろんなところにいろんなニーズがありますので、そういった施設に現在マッチしてないと言いますか、そういうことで今回そういったところの廃止ということで、また地域の今後の発展を考えております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 江口委員

八木山青年の家につきましては八木山地区では、数少ない公共施設の一つであります。なぜこれだけが廃止条例としてあがってきたのかが、私は理解できないのですが、同じく八木山には高原集会所とユースホステルがございます。こちらについてもあり方に関する第1次計画の中では、できるだけ早い時期に廃止と入っております。どちらかという八木山青年の家よりも、ユースホステル並びに高原集会所のほうが、方向についてはできるだけ早い時期に廃止し

と入っているわけです。八木山青年の家については、平成21年度で廃止しなんです。他にも平成21年度廃止予定の施設は数多くあると思っているんですが、その中で八木山青年の家のこの条例だけがなぜ出てきたのか、担当としてその辺りをどのように判断しているのか、またそれと併せてこの見直しにあたって考慮すべき事項、皆さんが作られたやつですよ。中には、廃止するにあたっては、近隣にある国県市町村の社会教育施設などを代替施設として、有効に活用することが必要であり、情報提供を相互に行うとともに、施設が簡易かつ安価に利用できるように関係自治体等と協議を行いながら、他の施設も含めた相互活用策を図る仕組みについて検討することが必要であるとまずあるんですね。この部分がどのようになされたのかを併せてお答え下さい。2点お願いいたします。

○ 生涯学習課長

ご質問の件ですけど、八木山青年の家の条例第4条において、11月1日から2月末日までを休館としていることと併せ10月31日をもって廃止するようにしとりますが、10月31日に廃止することによって、利用者への周知期間ということも考えまして、今回提出させていただいております。もう1点でございますけど、見直しにあたって近隣との関係をどうするかということもございますけど、近隣にある国県その他の自治体の施設の宿泊料については、ほとんど施設が無料であり、食事代などの実費のみの負担であります。キャンプ場などは一部使用料等の負担もあることから、今後の対応としては、今年度中に他の施設について予約受付時期や使用料の減免等について話をさせていただきながら、現在の利用団体については、来年度からの活動に支障が出ることがないように他の施設等についての情報提供を行い、施設の利用についての相談があった場合、現在と同様に利用者ニーズに応じた対応を行っていきたいと考えております。

○ 江口委員

順番が違うんじゃないかと思うわけです。特に、後段の分ですが、廃止を決めてからそれからね、情報交換・交渉を行う、そして周知を行うのではなくて、廃止の前にそれを終わらしたうえで、安心してこれを廃止するのが物事の順番だと思うわけです。あともう1点、先に言われた11月から2月まで休館なわけですよ。であるならばこそ、逆にその時期があるんだから、ある意味まだ時間的余裕はあるのではないかと私は考えるわけです。この条例を例えば今回の6月議会の中でやらずに、継続となって9月議会まで持ち越した時にですね、問題となる事柄はどのような部分がありますか。

○ 生涯学習課長

子供会とか色々な団体において長期的にスケジュール、次年度計画とかされているところの団体についての周知が間に合わなくなる恐れがあるというふうに考えております。

○ 江口委員

周知については、連絡先をキチンと聞いていてそこにね、確実に連絡する、それで充分だと思うんですが、そうは思われませんか。

○ 生涯学習課長

長期的な計画を立てられている団体もあるかというふうに聞いておりますので、そういうところへの周知が間に合わないじゃないかなというふうに考えております。

○ 江口委員

そこが間に合わないのであれば、なおさらのことですね、できるだけ早い時期に廃止をしたいと思っていた高原集会所であるとか、ユースホステルの条例の方が先に出てくるのではないかと考えています。もう1点、八木山見直しにあたって考慮すべき事項ですね、後段には八木山地域の活性化にあたっては、近隣の公共施設や民間施設等と併せた中で、多角的かつ長期的な展望にたって恵まれた自然を活かした観光事業や農業体験などによる広域的な都市間交流事業など地域の実情特性を念頭に置きながら、まちづくりを検討することが必要であるとありま

す。今回の条例提出にあたって、そういった検討はどのようになされたのか、関係各課も含めた中での検討はなされたのか、そしてまた地域との検討はなされたのか、その点についてお聞かせ下さい。

○ 生涯学習課長

現在の八木山青年の家は、青少年の健全育成を図るため研修やレクリエーション、野外活動などを行うことを目的に設置された施設であり、観光事業や農業体験による広域的な都市間交流事業などを考えた場合、現在の施設環境では今以上の対応が厳しいことから今後の施設の譲渡、売却先を検討する中において、地域活性化に結び付くよう地元とお話をしていきたいというふうに考えております。

○ 江口委員

今までにそのような協議をやってきたのかお答えいただけますか。

○ 生涯学習課長

廃止の協議も含めてから地元協議、それから青少年団体協議会とか八木山青年の家を施設利用をされている方のアンケート等ということで、そういうかたちで協議ということを行っております。

○ 江口委員

それであれば、その協議についてですね、どのような意見等があったのか、関係資料の提出を求めたいと思います。委員長においてお取り計らいの程をよろしくお願いいたします。

○ 委員長

執行部にお尋ねします。今、江口委員から資料要求がっておりますが、その資料を提出することが出来ますか。

○ 生涯学習課長

現在、ちょっと今持ち合わせておりませんので、その会議録等について提出したいというふうに考えております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:56

再 開 13:57

委員会を再開いたします。おはかりいたします。ただ今、江口委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。暫時休憩いたします。

休 憩 13:57

再 開 14:30

委員会を再開します。お手元に江口委員から要求のあった資料を配付いたしております。執行部に補足説明を求めます。

○ 生涯学習課長

お手元の資料に基づきまして、ご説明したいと思います。まず、1ページ目平成20年12月1日に行われました第2回社会教育委員会での会議録でございます。先ず議題のところにあります3番目、下線を引いておりますが、この中で飯塚市公共施設等のあり方に関する第1次実施計画について議題とさせていただいております。2ページをお願いいたします。2ページの(3)の中で、縷々審議をさせていただいております。審議結果として一番下になりますが、下線を引いております。飯塚市公共施設等のあり方に関する第1次実施計画素案については、全ての項目で確認了承というふうになっておりますので、八木山青年の家の廃止についても、ここで了解されたというふうに認識しております。続きまして、4ページをお願いいた

します。平成20年11月21日に行われております飯塚青少年団体連絡協議会での会議録でございます。この中にあります議題の5番目、八木山青年の家について議題としてあがっております。5ページをお願いいたします。この中で、八木山青年の家についてのやり取りを行っている中で、最終的に下から2番目でございますが、白丸のところ下線を3行ほど引いておりますが、青少年団体連絡協議会としては施設の閉鎖には反対派ない、自分達が利用しているので施設の現状はよく分かっている、今まで存続した方が不思議なくらいと思うので今後の活動について支障で内容に協力、配慮をお願いしたいということで、ここでも了解をいただいているというように認識しております。最後でございますが、6ページ、これは八木山自治会の方にご説明に伺った際の会議録でございます。この中で、協議内容としまして公共施設等のあり方に関する実施計画の説明とか閉鎖時期の説明、閉鎖後の施設の売却についてとか、施設閉鎖にする要望、地元説明会の開催とか、そういう内容で当時の生涯学習課長と自治会長に説明を行っております。その中で、7ページの中段ちょっと下ですけど、自治会長より、当時その内容について返事を頂いておりませんので、後日電話で生涯学習課の方に自治会では青年の家について皆さんの意見を聞いたところ、廃止については反対はありませんでしたということで報告を受けております。しかし、廃止後利用や売却先については説明会等を実施していただくようにということで、返事を頂いております。これを受けて、自治会についても八木山青年の家の廃止については了解を頂いたというふうに考えております。

○ 委員長

説明が終わりましたので、引き続き質疑を許します。

○ 江口委員

資料を出していただきましたが、この3件とも、12月1日、11月21日、11月8日なんですね、実施計画の決定前なんです。素案の段階ですよ。そして実施計画ができた、実施計画の中では見直しに当たって考慮すべき事項として、廃止するに当たっては総合利活用等を検討することが必要であるといい。八木山地域の活性化に当たっては観光事業や農業体験による広域的な都市間交流事業など地域の実情と特性を念頭に置きながらまちづくりを検討することが必要であるといってるわけです。行政内部でも結構ですので、そういった議論はなされたのかなされていないのかお聞かせください。

○ 行財政改革推進室主幹

公有財産有効利活用検討委員会というのをこの特別委員会でも設置した旨報告しています。その中で用途廃止後、譲渡を含みますが、有効利活用なり譲渡の条件設定、選定方法の検討協議を行うようにしています。見直しに当たって考慮すべき事項については、素案の段階で委員から意見がありましたので付け加えたところです。この件に関してもこの検討委員会で検討する予定ですが、現時点では検討までいたっていません。

○ 江口委員

この3つの会議の資料の中でもやはりそこが心配だと述べられています。一つ目の社会教育委員の会については全般的な説明ですよね、個別をきちんと掘り下げた内容ではないと思います、ある意味沢山の社会教育施設が出てくる中で大枠として了承したんだということではないでしょうか。二つ目の飯塚青少年団体連絡協議会については実情を知っているのである意味止むを得ないという判断だと思っています。ただ、これも利用者の内の一団体ですよ、先ほどご案内があったように、利用者の多くは市内よりもどちらかというと市外ですよ、そういった方々についての配慮もされていない。三つ目の自治会に関する部分、特に7ページの部分を読めば一売却先は決まっていますかということからですが一決まっていますと一その後について、売却先や利用方法について地元の協議をお願いしたい、なぜならば、今でも自治会への説明をお願いしているが応じないまま自分の山を開発している業者がいると、もしこの業者に売却するようなら自治会は必ず反対をいたしますという部分もあるわけです。地域の心配

の部分があるわけです。ある意味、もう老朽化もしてるので廃止をしてそれから使い方を決めたいのもひとつかも知れませんが、逆にそれから先がきちんと決まった上で廃止をしていただきたいというの、そうでないと廃止には反対せざるを得ないというのもある意味地域の方々の思いだと思います。その心配は杞憂なんでしょうか。私はそれから後の部分の考慮された上でやっていただけるのなら私たちも安心して賛成できるんですけどというのが、市民の多くの考え方と思うんですが、その点はどうか。

○ 生涯学習部長

課長が説明しました7ページですね、確かに自治会にはそういった不安があると思っています。しかし廃止後の利用、売却先については、必ず地域とお話しするということで約束していますので心配が無いような形で今後考えていきたいと思っています。

○ 江口委員

私が言ったのは、そういった心配がある意味市民の感覚としては妥当だと思っています。みなさん方はそうは思われませんか。それともそれは、ちゃんとやりますと約束すれば逆に廃止をさっさと急ごうという仕事の仕方が妥当なのかどうか。私としてはある意味そこら辺の部分まできちんと詰めた上で関係各課なり関係地元等ともこういった形で売却なら売却、若しくは地域の方々にある意味最初に案を出していただくのを待つなら待つといった部分も決めた上でやられるのがより安心感に繋がる、市民の方々にも安心して賛成いただけるのではないかと、そちらの方の仕事の仕方をすべきではないかと思いますが、そのあたりについてはどうでしょうか。ある意味この八木山青年の家に限らずな訳ですよ、他の部分でも廃止条例が上がってくるかも知れない。そのときに同じように民間等に売却というだけが決まってる状況であがってくるのか、それともこれについては地域ともこうこう話しをしています、そしてこういった形の利用が考えられており、おおよそ合意がとれそうです、ですからそういった形で今後させていただきたいので、つきましては廃止をさせていただきたいという、そうあるべきだと思うんですがその点についてどうですか。

○ 行財政改革推進室主幹

公有財産の有効利活用検討委員会の中でまだ現時点では検討いたしていません。今委員が言われたように先に条件設定なり有効利活用策について検討して地域の方々の意見も踏まえた中で、決定をした中で、その後で条例廃止なりを出すべきじゃないかというご意見ですが、これにつきましては今後廃止が決定したあとですが、地域の方の意見も踏まえた中で慎重に検討を重ねてまいりたいというふうには考えています。

○ 江口委員

といいますと、今回については先に廃止をさせていただきたい。その後十分な検討をさせていただきたいということでしょうか。

○ 行財政改革推進室主幹

そのとおりです。また、ケースバイケースですが先に地域の方のご意見等をお聞きして、その後提案ということもあるかとは思いますが。

○ 江口委員

今回についてはそうなんだけど、ケースバイケースでは逆の形もありえるという話しですね。是非ですね、その逆の形があたりまえになっていただきたいと思うわけです。今回議案が提出されてはいるんですが、この条例自体は11月1日からの施行であります。11月1日というのは冬季の休業に入る日ですね、2月末まで休業ということを見ると、まだ今しばらくは、この条例については時間があるのだと思っています。例えば今回結論を出さずに9月議会での決定とすると周知までには半年近くの時間が出てくると思っています。そういった部分も含め、先ほど来言わせていただいておりますが、まずこれから後の方向性をしっかりと検討して地元との協議を済ませた上で安心して廃止条例に賛成をしたいと思っていますので、出来ればこ



ちらについて継続審議という取り計らいをしてもらいたいと思い、委員長においてお取り計らいのほどよろしくをお願いします。

○ 委員長

只今江口委員から本案について継続審査として欲しい旨の申し出がありましたので議案第75号 飯塚市八木山青年の家条例を廃止する条例を継続審査とすることについておはかりしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なしの声あり )

おはかりいたします。議案第75号 飯塚市八木山青年の家条例を廃止する条例は継続審査とすることに賛成の委員は举手願います。

( 举手 賛成少数 )

賛成少数。よって本案を継続審査とすることは否決されました。引き続き審査を行います。他に質疑はありませんか。

○ 江口委員

最後にひとつ質疑させていただきます。先ほど言わせていただきました、売却先等々に関する部分ですが、これから先、地元との協議と言われました。それ以外についてどのように進めていかれるつもりかお聞かせください。

○ 生涯学習課長

民間等への譲渡、売却については関係各課と協議検討をしております。しかし譲渡先が見つかるまでの間は当然のことながら近隣の民家に迷惑が掛からない様に管理をしていくと共に売却先についても地元と十分に協議をして地元が納得行く形で行っていきたいと考えています。

○ 江口委員

エリアとして考えることが必要だと思います。八木山地区、これ以外にも先ほどから言いましたようにユースホステル、高原集会所がすでに廃止の方向で決定しています、1次計画の中で廃止としています。そしてなお、八木山小学校についても当然のことながら統廃合の対象となっています。そういったときに八木山地区がどうなるのか、その点について皆さんが心配されてるんだと思います。その点についても十分に協議しながら、それも合わせて、青年の家をどうするかだけではなく、エリアをどうするかをきちんと考えた上で地元等と協議していただく必要があると思うんですが、それについてもきちんとやっていただけるという理解でよろしいですか。

○ 行財政改革推進室主幹

見直しに当たって考慮すべき事項でも記載していますが、八木山青年の家だけではなくてその他の公共施設も含めた中で八木山地域のまちづくりについては検討委員会の中で検討していきたいというふうに思っています。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

( 他に質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

議案第75号 飯塚市八木山青年の家条例を廃止する条例に反対の立場から討論します。今回条例案は八木山青年の家を11月1日をもって廃止し、学校法人を含む民間に建物と土地を売却しようとするものです。理由としては施設の老朽化により利用者が減少している上に、利用者の市外の方が多いこと、及び、その施設を改善するのに費用がかさむことなどが挙げられています。しかしながら施設改善のための経費は試算もされていません。関の山憩いの森キャンプ場を廃止する市の方針と考え合わせると、古かろうが新しかろうが社会教育施設は筑穂のサンヴィレッジ茜以外はなくす方向だということのようです。利用者が伸び悩んでいるのは利

用を拡大する努力の不足によります。また市外の利用が多いことについては定住人口を増やすという将来の希望にも繋がるものであって、なんら否定的に捉える必要はありません。従って地域振興、社会教育活動にとっては一定の予算を投入してでも改善充実して利用を拡大することが望ましく今回の安易な廃止は認められません。以上で討論を終わります。

○ 委員長

他にありませんか。

○ 江口委員

議案第75号 飯塚市八木山青年の家条例を廃止する条例に賛成の立場で討論します。先ほど種々質疑をさせていただきました、心配な点は多くありますが、施設の現況をみるとある意味止むを得ないと考えています。しかしながら地域の今後を考えると皆様方がやっていたかなくてはならない点は多くございます。八木山青年の家のみならず、ユースホステル、高原集会所、そして小学校等とも含めた中で是非皆さん方が知恵を合わせて案を出していただき地元の方々とも協力できるような案を出していただいて、行政が直接運営をしなくても八木山のエリアが、地域の皆様方が協働の場所としてやっていただけるように要望してこの賛成の意見とさせていただきます。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

( 他に討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第75号 飯塚市八木山青年の家条例を廃止する条例」について原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上を持ちまして、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。